

## 松阪市第一隣保館・第二隣保館自動体外式除細動器(AED)賃貸借 仕様書

1.	物 件 名	松阪市第一隣保館・第二隣保館自動体外式除細動器(AED)賃貸借		
2.	数 量	2台		
3.	参 考 機 種	フィリップス	日本光電	株式会社 CU
		ハートスタートHS1	AED-3100	CU-SP1
4.	同 等 品	上記、又は同等機種以上 同等品で見積もる場合は、指定期日までに必ず「同等品承諾願書」にて担当課の承諾を得てください。		
5.	規 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。</li> <li>・医療器具として薬事法上の承認を得ていること。</li> <li>・ガイドライン2010に準拠していること。</li> <li>・日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。</li> <li>・AED本体が小児への使用を認可された機種であること。</li> <li>・除細動電極パッドは成人と小児の兼用またはそれぞれパッドを用意すること。</li> </ul>		
6.	オ プ シ ョ ン 等	本体1台に付属する装置等は次のとおりとする。 (1)バッテリー1個(待機間寿命が概ね3年以上のものとする) (2)除細動電極パッド2組 (3)キャリングケース1台 (4)レスキューセット1組(セット内容:ハサミ、カミソリ、手袋、フェースシールド、不織布) (5)取扱い説明書1部		
7.	保 守 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証期間はAED本体納入後5年とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。</li> <li>・設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。</li> <li>・納入時に職員に対し、心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。</li> <li>・「6.オプション等」に記載した(1)及び(2)は、賃貸借期間内において各々使用期限毎に設置場所へ納入すること。また、賃貸借期間内にAEDを使用した場合には、(2)及び(4)を速やかに設置場所へ納入し、(1)については正常に使用できるよう必要に応じ設置場所へ納入すること。なお、これらの交換は、市が行うこととする。</li> <li>・賃貸借契約期間中継続して動産保険をつけるかそれと同等以上の対応をすること。</li> <li>・保守に要する費用は全て契約に含むものとする。</li> </ul>		
8.	契 約 期 間	平成29年 6月 1日から平成34年 5月31日まで(60ヶ月)		
9.	設 置 ( 納 入 ) 期 限	平成29年 5月31日まで		
10.	設 置 ( 納 入 ) 場 所	松阪市第一隣保館(京町54番地1) 及び 松阪市第二隣保館(東町15番地2)		
11.	見 積 方 法	<b>◎AED本体と付属品の借上げ及び保守料金(60ヶ月分)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札価格は、60ヶ月分の本体及び付属品の借上料と保守料金の合計額(税抜)を入力すること。</li> <li>・期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用を含むこと。</li> <li>・盗難、破損、故障時の交換費を含むこと。</li> <li>・現設置(納入)場所に設置の2台の機器を引き取り、また適正に処分する費用を含むこと。</li> <li>・機器納入時の設置作業及び期間満了後の撤去費用を含むこと。</li> </ul>		

12.	支払方法	・「11.見積方法」に記載した入札価格に100分の108を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は、契約開始月に支払う。
13.	その他	・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。 ・高度管理医療機器等賃貸業の許可を有していること。【入札参加申請時に併せて高度管理医療機器等賃貸業許可証の写しを契約監理課調達係までFAXで送付すること。(FAX番号0598-22-3533)。なお、申請書提出期間内に到着しなければ、入札参加できない。】
14.	連絡先(担当課)	担当課 地域福祉課第一隣保館 前崎 電話0598-21-2928